

鳥取大学大学院工学研究科教員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院工学研究科教員選考規則（平成13年鳥取大学工学部規則第1号）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、第一教員選考委員会（以下「第一委員会」という。）及び第二教員選考委員会（以下「第二委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(第一委員会)

第2条 第一委員会は、教員の任用及び博士後期課程担当資格に関し第一次資格審査を行い、教員任用候補者（以下「候補者」という。）の人格及び経歴、教育・研究上の能力及び業績について判定するとともに、工学研究科における教員組織の充実と教育・研究の活発化を図る目的で、教員の人事に関し、講座に対して助言又は候補者の提示を行うことができる。

2 第一委員会は、研究科長が指名した副研究科長1人及び各講座から選出された研究指導教授（鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教員資格規程第3条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）各1人をもって組織する。

3 各講座から選出された第一委員会の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一委員会に委員長を置き、研究科長が指名した副研究科長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、委員の互選により選出された者が代理する。

(第二委員会)

第3条 第二委員会は、教員の任用及び博士後期課程担当資格に関し第二次資格審査を行い、候補者の人格、教育・研究上の能力及び業績について詳細に審査する。

2 第二委員会は、当該講座から推薦された研究指導教授2人及び工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において投票によって選出された当該講座以外の研究指導教授2人をもって組織し、候補者又は資格審査1件ごとに置くものとする。

3 第二委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 第二委員会の委員の任期は、第二次資格審査結果が研究科委員会に報告されたときをもって終了するものとする。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程施行後の最初の第2条第2項の委員の任期は、同条第3項の規定

にかかわらず，半数の委員は，平成14年3月31日までとし，他の半数は，平成15年3月31日までとする。

- 3 鳥取大学工学部教官選考委員会規程（昭和49年鳥取大学工学部規則第7号）及び鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教官資格審査委員会規程（平成12年鳥取大学工学部規則第2号）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。